

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人長生福寿会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは報酬・賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) ただし、役員等の退任時には、別表2「役員等の退任時に関する規定」によるものとし、理事長は在任期間の労苦に報いるため退任役員等に慰労金を支払うことができるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第8条に定めるとおり、評議員については無報酬とする。また、定款第21条に定めるように、役員については勤務実態に即して支給することができるものとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

- (1) 評議員 無報酬とする
- (2) 役員 勤務実態に即し、評議員会において支給額を決定する

(報酬等の額の決定)

第4条 勤務実態のある役員に対する報酬等の額は、その勤務実態に即し評議員会において決定する。その個々人の報酬月額は、別表1「勤務実態のある役員への報酬基準」のとおりとする。また、報酬等の総額は各人年間500万円以内とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 勤務実態のある役員に対する報酬等の支給の方法は、次のとおりとする。

- (1) 毎月28日（ただし、その日が土曜日・日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給）

(2) 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むことができる。

(3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給することができる。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該旅費を支給することができる。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに勤務実態が生じた役員等には、その勤務実態が生じた日からその月の総日数を基礎に日割り計算によって月額報酬を支給する。

2 勤務実態のある役員等が退任・又は解任された場合は、勤務した実態に応じてその月の総日数を基礎に日割り計算によって月額報酬を支給する。

3 第2項の規程にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合はその月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げ処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 勤務実態のある役員への報酬基準

月額報酬の基準

号	月額報酬（円）	平均勤務日数／月間
*	0円	5日以下
1	150,000円 以内	6日～10日
2	225,000円 以内	11日～15日
3	300,000円 以内	16日～20日
4	400,000円 以内	20日 以上

※勤務日数・実態に即し、上記金額の範囲内で評議員会において決定する

その他の報酬

(1) 役員賞与

- ①本規程（第4条）に定める報酬総額の範囲内で、勤務実態のある役員へは役員賞与を支払うことができる。
- ②その金額は、「評議員会」において決定する。

(2) その他の職務執行の対価

- ①本規程（第4条）に定める報酬総額の範囲内で、特別な職務執行のあった役員へは、その特別な職務執行に見合う対価を支払うことができる。
- ②特別な職務執行の内容及び対価額は、都度「評議員会」において決定する。